
与党と野党

前裕大志

山口大学経済学部 准教授

はじめに

本論攷に与えられたテーマは、「与党と野党」につき、議会における野党の意味や、憲法と少数派の位置づけなどについて論じることである。政党法制をめぐる課題については、本企画の加藤一彦論文に委ねられる。本論攷では、与党・野党という概念が日本国憲法の下でどのような規範的含意を有しうるのかについて、日本国憲法における少数派・多数派の位置づけを踏まえつつ、議会における妥協による多数派形成という視座から、若干の考察を施すこととする。

日本の憲法学において「与党と野党」というテーマは物珍しいものではなく、これまでも議論の蓄積が存在する¹⁾。そうした議論は主に、議院内閣制を日本国憲法下での与件としたうえで、政府・与党の統制をいかに

1) 代表的なものとして例えば、吉田栄司『憲法的責任追及制論 I』（関西大学出版部、2010年）所収の諸論文。また、近時のドイツやフランスにおける議会反対派・野党会派への固有権付与の動向や合憲性について検討するものとして参照、曾我部真裕「議会内における野党会派の位置づけについて」法学論叢 164 巻 1～6 号（2009 年）552 頁、只野雅人「代表における等質性と多様性」（信山社、2017 年）483 頁〔初出 2015 年〕、村西良太「少数派・反対派・野党会派」法律時報 90 巻 5 号（2018 年）25 頁、生田裕也「『政府多数派—反対派』図式における反対派の法的地位と権力分立論（一）～（三）・完」法学論叢 187 巻 4 号（2020 年）107 頁、同 188 巻 1 号（2020 年）119 頁、同 189 巻 1 号（2021 年）86 頁、植松健一「議会内反対派の憲法化（1）～（3）・完」立命館法学 401 号 1 頁、同 402 号 25 頁、同 403 号 31 頁（いずれも 2022 年）など。

図るかという問題意識に導かれたものといえる。すなわち、日本国憲法の下では、内閣総理大臣を始めとする政府構成員が国会（特に衆議院）において過半数の議員を擁する政党の支持を受け、政府と議会多数派が協調することが常態として想定されるために、政府 vs. 議会という対立構図ではなく、政府・与党 vs. 野党という対立構図のなかで政府・与党に対する実効的な統制のあり方が模索されてきた。

しかしながら、日本国憲法には、「与党」や「野党」はおろか、「政党」の文言すら存在しない。「政党」に関しては、日本国憲法 21 条 1 項による「結社の自由」の保障や、憲法がその「存在を当然に予定している……議会制民主主義を支える不可欠の要素²⁾であるとの理解を手がかりとして、憲法規範論を展開する余地があろう。もっとも、「結社の自由」からのアプローチには、政党に特殊な憲法規範論に対して否定的な傾向があり³⁾、「議会制民主主義」からのアプローチには、根拠が憲法典の明文規定から乖離するきらいがある⁴⁾。そうすると、そこから一歩進んで、各政党に「与党」「野党」という性格づけを与え、それぞれに特殊な規範を導き出すことまで日本国憲法に根拠づけられうるか否かには、一層慎重な検討が求められよう。

また、従来の議論が念頭に置く議院内閣制は、「議会と政府との機関間関係の中に公民団としての国民という要素を組み込んだ「民主主義モデル」⁵⁾のそれであったといえよう。すなわち、「国民と政府との関係に着目したもう一つの民主制論⁶⁾として、内閣という統治機関に対する国民による責任追及、あるいは、国民意思に基づく内閣の組織がそこでの重大な関心事となる。

もっとも、例えば高橋和之によれば、そうした構想の中でも「国会は決してバイパスされるわけではない」⁷⁾のであり、「選挙後に議会内部で妥協

2) 最高裁判所大法廷昭和 45 年 6 月 24 日判決・民集 24 卷 6 号 625 頁 (629 頁)。

3) 例えば参照、上脇博之『政党国家論と憲法学』(信山社、1999 年)。

4) この点につき参照、前掲大志「政党の位置づけ」山本龍彦・横大道聡編著『憲法学の現在地』(日本評論社、2020 年) 319 頁。

5) 大石真『憲法概論 I』(有斐閣、2021 年) 179 頁。

6) 大石真『立憲民主制』(信山社、1996 年) 195 頁 [初出 1995 年]。

7) 高橋和之『現代立憲主義の制度構想』(有斐閣、2006 年) 103 頁 [初出 2001 年]。

を重ねて、議会の多数派に支持された政策体系が生み出されること⁸⁾を選挙民の方も想定しているとされる。そうすると、政策体系の一貫性がどの程度まで要求されるかはともかく⁹⁾、より多数の合意を得られる妥協点を模索していくこともまた、議会の役割といえよう¹⁰⁾。そして、日本国憲法の下で「与党」や「野党」という概念に何らかの規範的含意が見出されるか否かについては、議会における妥協による多数派形成という視座からも検討の余地があるように思われる。その際には、そうした妥協による多数派形成という視座がどのような憲法的基礎づけを持ちうるかも問われよう。

そこで以下では、まず本論攷における与党・野党の概念整理と検討の視座設定を行う（Ⅰ）。そのうえで、権限法の観点から、日本国憲法における少数派・多数派の位置づけを確認する（Ⅱ）。そして、与党・野党の間にある現実的偏差を踏まえて、与党・野党という概念に何らかの憲法規範的含意を見出しうるかを検討する（Ⅲ）。

Ⅰ. 概念整理と視座設定

1. 概念の整理

まず、本論攷にとって必要な限りで、与党と野党という概念について簡単に整理する（そのため、ここでの作業は、各概念について一般的に妥当する定義を示そうとするものではない¹¹⁾）。

与党と野党という概念は、政府との関係に依存する政党の性格づけである。さしあたり日本の制度を前提とした場合、典型的には、政府構成員（大臣・副大臣・政務官など）を擁する政党が与党にあたる。また、連立

8) 高橋和之『国民内閣制の理念と運用』（有斐閣、1994年）29頁〔初出1993年〕。

9) 社会や個人の利害状況の機能化・複雑化が進化した現代においては、体系的な統治プログラム策定は困難であるとして、「国民内閣制」論の射程の限界を指摘するものとして参照、高田篤「現代民主制から見た議院内閣制」ジュリスト1133号（1998年）75-77頁。

10) 他方で、「民意」による代表の拘束という視点から、選挙公約や政見の重要部分などにつき、これを修正する妥協や合意に一定の限界がありうる旨の指摘として参照、只野・前掲注1) 460頁〔初出2008年〕。

11) 政治学の観点から野党定義の困難さを指摘するものとして参照、吉田徹「野党とは何か」同編著『野党とは何か』（ミネルヴァ書房、2015年）3-11頁。

協定に参加する閣外協力政党も与党に含められよう。これらに鑑みると、政府との人的・組織的結合または継続的な政府支持の形式的合意の存在が、与党としてのメルクマールということになろう¹²⁾。これに対して、野党は、与党としてのメルクマールを充たさない政党を指す。

これら与党と野党の活動領域は本来、議会内に限られない。与野党のいずれにせよ、「結社の自由」の保障が及ぶ領域としては、むしろ議会外こそが原則といえる。また、議会において議員を一名も擁しておらず、従って議会外においてのみ活動する政党であっても、必ずしも「与党と野党」という主題¹³⁾のもとで無視されてよいものとは限らないであろう¹⁴⁾。もっとも、本論攷では、企画趣旨も相まって、主に議会での活動を検討の対象とする。そこで以下、本論攷における与党と野党はそれぞれ、上述のメルクマールを充たす政党に所属する議員を中心として結成される会派（与党会派）とこれを充たさない政党に所属する議員を中心として結成される会派（野党会派）を意味する言葉として用いる¹⁵⁾。

12) 仮に、連立協定に参加しないものの政府と歩調を合わせることを基本方針とする政党も与党に含めるとすれば、継続的な政府支持の形式的合意の存在は与党としてのメルクマールから外れることとなろう。本論攷では、さしあたりこうした政党は野党に位置づけることとする。

13) なお、政党の結社の自由の次元と統治機構の次元とを区別し、後者については「政権政党・与党を中心として無所属の議員も含めた諸勢力によって構成される「政権の地位」に注目することが有益である」とするものとして参照、上脇・前掲注3) 429-442頁。

14) 例えば、ドイツにおけるFDP（自由民主党）は、第18立法期（2013年～2017年）の連邦議会での議席を失ったが、第17立法期（2009年～2013年）においてはCDU/CSU（ドイツキリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟）と連立与党の位置にあった。さらに、第19立法期（2017年～2021年）においては、連邦議会で80議席を獲得し、（不成立に終わったものの）連立交渉の一角を担うまで勢いを取り戻し、第20立法期（2021年～）では、SPD（社会民主党）および緑の党とともに連立与党をなしている。こうした政党の存在に鑑みれば、いわゆる議会外政党であっても、必ずしも「与党と野党」論の射程外にあるとは即断しがたい。

15) もっとも、日本の国会の場合、会派結成について政党所属に関する要件が存在しない（参照、衆議院先例集（平成29年版）99号、参議院先例録（平成25年版）110号）。そのため、本来は与党会派・野党会派という位置づけも厳密なものでない。村西・前掲注1) 30頁注35は、「日本の憲法学においては「会派」の位置づけに関する議論がそもそも不足しており、その空隙を埋める作業も必要」と指摘する。

2. 視座の設定：民主制原理と妥協による多数派形成¹⁶⁾

日本国憲法は民主制原理に立脚している（参照、憲法前文1段、1条）。そして、民主制原理から議会における手続に求められるものとして、法案・議案を多数に支持されうるように仕上げる役割（多数派形成）を挙げることができる。すなわち、例えば、民主制を「国家意思または法秩序が、その秩序に服する者自身によって創設される」¹⁷⁾ 国家形態として理解する Hans Kelsen によれば、「民主制は、自由の理念に基づいて——つまり仮説的に——契約により、したがって全員一致のもとで成立した秩序を、多数決によって継続させるという方法で、当初の理念へと接近するだけで満足する」¹⁸⁾。そして、すでに創設された国家秩序のなかに産み落とされた人にとって、「問題となりうるのは、こうした秩序の継続、修正だけである。そして、このような観点の下では、（特別多数とは異なる）絶対多数の原理は、自由の理念へと相対的に最も接近することを意味する」¹⁹⁾ とされる。このような理解に立てば、民主制原理からは、政治的意思形成に際して、自己決定の自由としての「社会的・政治的自由」²⁰⁾ の最大化を図るという意味での多数派形成が要請されるものといえよう²¹⁾。そうすると、政治的意思形成機関たる議会での手続に対しても、この意味での多数派形成の役割が、民主制原理から求められる。

そして、そうした議会における多数派形成がとりわけ意見調整と妥協によってなされることにも、民主制原理に照らして積極的意義が見出される。例えば、「多数決原理は、多数派と少数派がそれぞれ閉鎖的なものとして対峙するのでない場合に限り、民主制の一原理である」²²⁾ と考える立

16) 本節の内容は、筆者の既出論攷である前掲大志「議会審議非公開の憲法原理的省察（二・完）」阪大法学 67 卷 6 号（2018 年）1267-1268 頁を基にしている。

17) Hans Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, 1925, S. 326（邦訳として、清宮四郎訳『一般国家学』（岩波書店、1971 年）545 頁）。

18) Kelsen, *Anm.* 17, S. 323（邦訳 540 頁）；*ders.*, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 2. Aufl., 1929, S. 8（邦訳として、長尾龍一・植田俊太郎訳『民主主義の本質と価値 他一篇』（岩波書店、2015 年）21 頁）。

19) Kelsen, *Anm.* 17, S. 323（邦訳 541 頁）；*ders.*, *Anm.* 18, S. 9（邦訳 22 頁）。

20) Kelsen, *Anm.* 17, S. 321（邦訳 538 頁）；*ders.*, *Anm.* 18, S. 4（邦訳 17 頁）。

21) 多数決制の根拠に関しては、長谷部恭男『憲法の理性 増補新装版』（東京大学出版会、2016 年）179-193 頁〔初出 2002 年〕も参照。

場²³⁾からすれば、議会における多数派形成に際して妥協がなされることは、多数決という決定方法を民主制の手續たらしめる前提条件となり、これもまた民主制原理のもとで求められるであろう。あるいは、「民主制が、意見の不一致という前提のもと、平和的なやり方で拘束力ある決定に至るための手續であるべきとすれば、このことは通常、競争相手達が妥協を取り結ばない限り不可能である」²⁴⁾とする立場²⁵⁾からは、議会における多数派形成が妥協によることは、民主制をして平和的決定の手續たらしめるという意味でも²⁶⁾、民主制原理から求められるものといえよう。

他方で、多数決そのものは民主制原理の目標から直接に派生するものではないとする立場においてもなお、妥協を民主制原理にとって決定的なものとして捉える余地もある。例えば Albert Bleckmann によれば、まず、個人と国民全体とを殆ど同一視できなくなった大衆民主制において、「民主制原理がなおも何らかの実体的目的を有すべきものであるとすれば、民主制原理は、国家的決定の正当性、すなわち、基本権によって保護されたあらゆる個別利益の事項に即した適切な衡量の正当性を保障するものでなくてはならない」²⁷⁾とされる。そして、多数決原理は、これによらなければ国家的決定を下すことができないという実際上の理由によって正当化されるのであって、民主制原理の目標とする正当性担保のためのものとして「民主制原理から自動的に帰結されるものではない」²⁸⁾と位置づけられる。そ

22) Verena Büchler-Tschudin, Demokratie und Kompromiss, 1980, S. 37.

23) また、妥協形成によって少数派の立場も実質的に顧慮されればされるほど、多数決の正統性が高まると指摘するものとして参照、Helmuth Schulze-Fielitz, Theorie und Praxis parlamentarischer Gesetzgebung – besonders des 9. Deutschen Bundestages (1980-1983) –, 1988, S. 445.

24) Manfred Hättich, Demokratie und Wahrheit, in: ders., Demokratie als Problem, 1996, S. 12.

25) Vgl. auch Ernst Friesenhahn, Parlament und Regierung im modernen Staat, VVDStRL 16 (1958), S. 25. また Kelsen は、多数決原理の（イデオロギーではなく）現実における考察として、多数決原理に妥協の可能性を創り出すという機能を見出し、議会制における多数決原理は政治的対立の妥協の原理であるとしたうえで、議会民主制を社会における対立の平和的かつ漸次的な調整の可能性を提供する形態として評価する。Vgl. Kelsen, Anm. 17, S. 324, 359 ff. (邦訳 542、600 頁以下)；ders., Anm. 18, S. 55 ff. (邦訳 75 頁以下)。

26) Vgl. auch Schulze-Fielitz, Anm. 23, S. 430 f.

27) Albert Bleckmann, Vom Sinn und Zweck des Demokratieprinzips, 1998, S. 109.

のうえで、Bleckmann は、「国家的決定に関係する全ての利害は、全利害関係者の可能な限り広範な合意に依拠する妥協においてのみ、事項に即して適切に較量されうるものであるため、この合意獲得という機能は、民主制原理にとって決定的である」²⁹⁾とする。そしてまた、Bleckmann は、こうした衡量による国家的決定の正当性担保という民主制原理の目標にとって、議会制がより適切な統治形態であると評価している³⁰⁾。このような立場からすれば、民主制原理は、国家的決定を下す機関としての議会での手続に、妥協の実現を期待しているものとみることができる。

これらの見解を踏まえるならば、妥協による多数派形成（あるいは端的に妥協の実現）は、民主制原理から議会手続に要請される役割として³¹⁾、その憲法的基礎づけをもつものということができよう。そして、議会での活動を念頭に置いた「与党と野党」の憲法論にとっては、こうした憲法的基礎づけをもつ妥協による多数派形成という視座に立つことも、ありうるアプローチの一つであろう³²⁾。

II. 日本国憲法の権限規定と少数派・多数派

議会法領域における種々の法規範をその規律事項に即して（あくまでも試論的に）大別すれば、議会の人的・組織的構成を規律する「組織法」、議会における様々な主体の有する権限を規律する「権限法」、会議体の議

28) *Bleckmann*, Anm. 27, S. 118.

29) *Bleckmann*, Anm. 27, S. 121.

30) Vgl. *Bleckmann*, Anm. 27, S. 118 ff., 122 f.

31) なお、内野正幸『民主制の欠点』（日本評論社、2005年）137頁は、合意を得るための譲歩や妥協の必要性を肯定しつつも、妥協を民主制にとって必要不可欠なものではないとする。

32) したがって、こうした視座に立つ本論攷は、民主制・議会制論として「与党と野党」という主題にアプローチしようとするものであり、その点で、議院内閣制論に立脚してきた従来の「与党と野党」論とは異なっている。もともと、後述（Ⅲ）のように、本論攷でも政府との関係は度外視されない。また、従来の「与党と野党」論も、議院内閣制のうち「行政権を民主的にコントロールする」という「民主主義の要請」（清宮四郎『憲法Ⅰ〔第三版〕』（有斐閣、1979年）76頁）の側面に取り組んできたという意味では、民主制論の一環をなすともいえる。そうすると、従来の議論と本論攷との相違は、民主制における議会の様々な役割のうち、どの役割に着目するかの違いと説明することもできよう。

事運営ルールなど議会の運営手続を規律する「運営法」といった区分が可能であろう³³⁾。これらのうち、「与党と野党」という本論攷の主題においては、それらがいかなる権限を有しうるかという権限法の観点、および、それらが議会組織構成においていかに考慮されうるかという組織法の観点が重要となろう。本論攷では、権限法の観点から、与党・野党概念の有しうる憲法規範的含意を検討する³⁴⁾。

1. 日本国憲法における少数派権の規定

日本国憲法上、国会議員が集団的に行使する権限のうち、数的要件が過半数未満に設定された権限は二つ存在する。一つは、臨時会の召集要求であり、数的要件は「いずれかの議院の総議員の四分の一以上」である（日本国憲法 53 条後段）。もう一つは、表決の会議録への記載要求であり、数的要件は「出席議員の五分の一以上」である（同 57 条 3 項）。

また、日本国憲法がいわゆる特別多数決を予定している事項については、過半数未満であっても一定数を超える議員らに、いわば阻止権³⁵⁾を付与したものと捉えることもできる。すなわち、議員資格喪失の議決（同

33) 森本昭夫「国会法概説」（弘文堂、2021 年）34 頁は、本論攷でいう「組織法」と「権限法」を併せて「組織法」とする。なお、本論攷での「運営法」という用語法は、同書に倣った。

34) なお、運営法に関して、妥協による多数派形成という視座に（も）立ちつつ、委員会審議の公開／非公開について検討したものとして参照、前掲大志「議会審議非公開の憲法原理的省察（一）」阪大法学 67 巻 5 号（2018 年）919-943 頁、同・前掲注 16）。

35) 吉田・前掲注 1）24 頁注 28 は、日本国憲法 56 条を「3 分の 1 の少数派に権能を認め」るものとし、また上脇・前掲注 3）436 頁も、吉田の指摘を受けて「第五六条（議事開会・表決阻止権）」を「三分の一の少数派に……権能を認めている」規定と解する。しかし、同条 1 項によれば、議院の「総議員の三分の一以上の出席」があれば議事および議決の定足数を満たすのであるから、同項を根拠として議事の開催・継続または議決を阻止するためには、欠席者が議院の総議員の 3 分の 2 を超えなければならない。したがって、同項が少数派権として阻止権を認める規定であるとは言い難い。

なお仮に、同項の定足数規定によって、過半数未満であってもその定足数を満たす議員らに、議事開催・継続および議決の請求権が憲法上保障されていると解釈するのであれば、「現行制度上、議員には本会議の開会要求権が認められていない」（森本・前掲注 33）215 頁）こと、および、討論終局動議を「議院に諮りこれを決する」（衆議院規則 142 条、参議院規則 120 条 2 項）ことは、違憲と評価されるであろう。もっとも、日本国憲法 56 条 1 項の定足数規定をそのように解釈しうるか否かについては、本論攷に検討の準備がなく、他日を期したい。

55条但書)、秘密会開催の議決(同57条1項但書)、議員除名の議決(同58条2項但書)および衆議院での法律案再可決(同59条2項)においては議院の出席議員の3分の1を超える議員らが、憲法改正の発議(同96条1項前段)においては議院の総議員の3分の1を超える議員らが、それぞれ過半数未満であったとしても当該案件を否決に至らせることができる。

2. 日本国憲法における少数派の位置づけ

議員らが過半数未満でも行使できるこれらの権限を「少数派権」と呼ぶとしても、次の二点には注意を要する。一点目として、これらの権限は、行使の数的要件が過半数未満に設定されているにとどまり、過半数の議員らによって行使することも可能である。したがって、これらの権限は少数派のみに留保されたものではない。その限りで、日本国憲法は、少数派にも権限行使の可能性を拓こうとしている³⁶⁾。一方で、少数派に固有の権限までは与えていない。二点目として、日本国憲法上、これらの権限行使に設定される数的要件につき、そこに算入されるための条件は議員であることのみであり、議員の所属政党・会派等は問われない。すなわち、ここでの少数派は当該要求・議決・発議に関する限りのアド・ホックな集団構成でも差し支えなく、組織的継続性や政党・会派所属の共通性は求められていない³⁷⁾。したがって、日本国憲法は、これらの権限規定を通じて野党に特別な意義を付与しているわけではない³⁸⁾。

これらを踏まえると、日本国憲法は、少数派に一定の配慮を示しつつも、少数派ないし野党に固有の位置づけを与えているわけでない。日本国

36) 例えば、最高裁判所第三小法廷令和5年9月12日判決・裁判所ウェブサイトにおいて宇賀克也反対意見が述べる通り、日本国憲法53条後段は、「実際には、少数派のイニシアティブによる臨時会の召集を可能とすることを主眼としたもの」であろう。

37) 加えて、これらの権限のうち、国会法や衆議院・参議院の規則等において連名での行使が求められているのは、臨時会の召集要求のみである(国会法3条)。したがって、日本国憲法より下位の法令上、表決の会議録記載要求や特別多数決事項の否決は個別の反対票または棄権(欠席)の累積によってなされるため、その際に議員らが集団としての体裁をなすことすら不要と理解されているといえる。

38) 村西・前掲注1) 30頁注35も同様の論拠から、少数派権をもって野党の「優遇」と称することを不適切と指摘する。

憲法における少数派は、各要求・議決・発議に関する限りのアド・ホックな集団構成に開かれている。ここでの少数派は、議員の所属会派により識別される所与の存在ではなく、いわば個々の議員が集合した結果として現れるものに過ぎない³⁹⁾。少なくとも日本国憲法の定める少数派権のみからは、与党・野党という概念の有しうる規範的含意を導くことは困難であろう⁴⁰⁾。

3. 日本国憲法における多数派の位置づけ

そして、日本国憲法上の少数派権の行使主体が個々の議員の集合した結果として現れるものに過ぎないのと同様に、議案を可決または否決する多数派もまた、個々の議員が集合することで形成されるものである。日本国憲法上、過半数以上に設定された議決要件についても、そこに算入されるための条件は議員であることのみであり、議員の所属政党・会派等は問われない⁴¹⁾。そのことは、「与党と野党」という主題との関わりが深いであろう内閣総理大臣の指名や内閣に対する質問の許否⁴²⁾を議院の議決で決する場面においても異ならない。

そもそも、案件に関する発言権や表決権などは、各議員が「全国民を代表する」（日本国憲法 43 条 1 項）地位に基いて平等に有する権限であり、与党・野党を問わないどころか、会派に付与される権限ですらない⁴³⁾。また、内閣に対する質問権についても、日本国憲法 63 条後段を根拠とする議院の権限と解する⁴⁴⁾にせよ、「国民代表としての各議員の地位から導かれる憲法上の権能」⁴⁵⁾と解するにせよ、少なくとも会派の権限ではない。

39) この限りで、仮に現行の日本国憲法上の少数派権を「反対派の権利」として把握しようとしても、そこでいう「反対派」は継続性を備えた組織体としてではなく、少数派権の行使に与する議員の集合として機能的に理解されざるをえないであろう。なお、ドイツにおける「反対派」把握の制度アプローチと機能アプローチについて参照、生田・前掲注 1) 法学論叢 188 巻 1 号 120-135 頁、植松・前掲注 1) 立命館法学 401 号 9-44 頁、磯村晃「会派の法的地位と統制的意義 (1)」阪大法学 72 巻 2 号 (2022 年) 598-594 頁など。

40) なお、上脇・前掲注 3) 437 頁は、「総合的に判断」して、日本国憲法の少数派権を根拠に「現代的権力分立制」を日本国憲法の要請と解している。もっとも、そこで上脇の言う「現代的権力分立制」とは、日本国憲法上の少数派権行使の数的要件を満たさない規模の政党や無所属議員なども存在意義を有しており、「政党にとって「中立的な」立法が求められることとなる」ものとされている。

そして、これらの権限行使に際しては、他者からの指令に拘束されないという自由委任（命令委任の禁止）が議員に憲法上保障される。そのため、いわゆる党議拘束も、所属会派の決定に反する議員の表決権行使を無効とするような法的拘束力を備えているものとは考えられない。所属会派の決定に従うか否かは個々の議員の判断に委ねられており、会派からの離脱も個々の議員の自由である⁴⁶⁾。

41) したがって、両院協議会委員につき、衆議院側が「本院議決案に賛成した会派に属する議員の中から指名するのが例」（衆議院先例集（平成29年版）481号）とされ、参議院側が「案件の院議を構成した会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当て、会派から推薦された議員を指名する」（参議院先例録（平成25年版）415号）こととされている点には、議論の余地があろう。少なくとも日本国憲法の権限規定からすれば、会派は「議決案に賛成・院議を構成」する主体ではない。もっとも、これらの先例による組織構成の憲法適合性を判断するには、両院協議会に期待される役割や、そのために必要とされる組織構成の基本方針（各議院内部の意見対立も踏まえるべく議院構成全体を基礎とすべきか、議決がもつ対外的意義に鑑みて各議院の過半数を成した議員構成のみを基礎とすべきか）、少数派構成ゆえに生じる議院構成の概括的把握の必要性・合理性などを考慮した慎重な検討が求められる。本論致にはその準備がなく、ここでは雑駁な問題提起にとどめる。さしあたり参照、加藤一彦「両院協議会の憲法的地位論」同『議院政治の憲法規範統制』（三省堂、2019年）127-146頁〔初出2011年〕。

42) 国会法は、議長が承認しなかった質問について議員から異議申立てがあった場合には「議院に諮らなければならない」（同法74条3項）とし、また質問が緊急を要するときには「議院の議決により」（同法76条）口頭での質問を許している。これらの議決の要件については特別の定めがないため、出席議員の過半数で決することになる。

なお、国会法74条1項は、原則である文書質問が個々の議員によってなされるものであることを前提にしている（参照、松澤浩一『議会法』（ぎょうせい、1987年）230頁）。議員一名をもって行使できるという点では、数的要件が過半数未満に設定された少数派権として質問権を位置づけることも可能である。特に、政府・与党 vs. 野党という対立構図における政府統制という観点からは、「少数者の権利として活用されている価値」（森本・前掲注33）180頁）が強調されることになろう。もっとも、その場合でも、質問権が野党または野党所属議員に固有の権限であるということにはならない。少数派権として質問権を位置づけるとしても、そこから与党・野党という概念の有しうる規範的含意を導き出すことは難しい。

43) 実務上、議院運営委員会の決定により各会派に発言順位や発言者数・時間が割り振られる（参照、衆議院先例集（平成29年版）274号、参議院先例録（平成25年版）251号）としても、会派が発言権の主体であるわけではなく、そうした割振りは「会派を単位とした効率的な議院運営という要請からくる制約」（大石真『議会法』（有斐閣、2001年）53頁）とみるべきものである。

44) 参照、大石真「国会改革をめぐる憲法問題」法学論叢141巻6号（1997年）14頁。

45) 赤坂幸一『統治機構論の基層』（日本評論社、2023年）161頁〔初出2018年〕。

妥協による多数派形成という民主制原理からの要請に照らせば、このように個々の議員に発言権や表決権が平等に付与され、その権限行使につき自由委任が保障されることは、個々の議員の意見の可塑性を確保し、妥協に至る可能性を高めるという意義を有する。議会による政府統制という視座から把握されることが常である質問権も、政府からの回答を踏まえて個々の議員が改めて自身の意見や態度を形成・変更する切っ掛けを提供するものとしてみれば、妥協による多数派形成という民主制原理からの要請に適う側面を有するといえよう。そうして、個々の議員らが自由委任の保障の下で、様々な情報や観点⁴⁷⁾を踏まえて調整と妥協を積み重ね⁴⁸⁾、案件に賛成または反対する議員が過半数に至るときに、当該案件を可決または否決する多数派が現れるのである。

妥協による多数派形成という視座に立ったうえで、日本国憲法が「全国民を代表する」議員に表決権などの権限を平等に付与し、その権限遂行につき自由委任を保障していることを踏まえるならば、日本国憲法は、多数派の位置づけについても個々の議員を基準点としており、与党という存在に殊更焦点を当てるものではない。そうだとすると、ここでも日本国憲法から与党・野党という概念の有しうる規範的含意を導くことは困難であろう。

4. 小括

以上のように、日本国憲法の権限規定およびその解釈の下では、国会に

46) 政党・会派への所属が議員の自由・自発的な意思によるものであることから、いわゆる党議拘束が議員の法的地位（自由委任の原理）と矛盾しないとするものとして参照、大石・前掲注5）213頁、216頁。

47) 法律案の文言など当該案件の内容面に関する妥協に限らず、専門分化・分業の観点から、より高い専門性を備えた同僚議員の意見を尊重して自らは口を挟まないという妥協もあれば、大局的な利害得失の観点から、他の案件での譲歩を引き出すために眼前の案件で譲歩するといった妥協もあろう。自由委任の保障の下では、これらに限らず様々なありうる観点のどれを重視して職務を遂行するかも、各議員の良心に委ねられるのが原則である。

48) 党議拘束を会派内で所属議員らが折衝を行った結果として発動されるものと考えてのであれば、党議拘束およびそれへの服従も、多数派形成に向かって積み重ねられる妥協の一つとみることができよう。会派による党議拘束に服従する所属議員らだけで過半数に至るとしても、それは服従を是とする個々の議員の判断が集積した結果であり、当該会派が与党の位置にあることから所与に存在する状況ではない。

おける少数派・多数派は、議員の所属会派により識別される所与の存在ではなく、個々の議員が集合した結果として現れるものとして位置づけられる。「建前としては、審議に参加した者の態度は議論の過程を経て形成されるものであるため、冒頭から多数派・少数派の別があるわけではない」⁴⁹⁾。その限りで、日本国憲法の基本態度として、権限法の観点から与党・野党という区分に憲法規範的含意を見出すことは困難である。日本国憲法における少数派権は、野党の権限とはいえない。また日本国憲法は、「全国民を代表する」議員に平等に権限を付与し、自由委任を保障することによって、個々の議員を基体として、議会における妥協による多数派形成を成し遂げようとするものと理解できる。

もっとも、こうした権限法上の「建前」に対し、実際の議会組織をみれば、会派という単位での議員集団を制度体として把握したうえで⁵⁰⁾、その所属議員数の多寡によって、アド・ホックではない継続性を備えた組織体としての多数派または少数派を観念することはできるし、さらに各会派を上述（I.1）のメルクマールに従って与党（会派）・野党（会派）と位置づけることも可能である。そして、そうした与党・野党間で典型的に何らかの偏差があり、そのことが妥協による多数派形成という民主制原理から議会手続に要請される役割を阻害しているならば、その偏差を是正することが憲法規範的に要請されるであろう。次章（Ⅲ）では、そうした偏差の是正として野党を優遇（与党を劣遇）することの是非の検討を通じて、そこに与党・野党概念の憲法規範的含意を見出すことができるかを考察する。

Ⅲ. 与党・野党間の類型的偏差とその是正

1. 妥協による多数派形成を阻害しうる与野党間の類型的偏差

本論致では上述（I.1）のように、政府との人的・組織的結合または継続的な政府支持の形式的合意の存在というメルクマールを充たす政党に所

49) 森本・前掲注33) 188頁。

50) 会派を「議会の分岐体」としての把握するドイツでの議論を紹介・検討する近時の文献として参照、磯村・前掲注39) 586-555頁。

属する議員を中心として結成される会派（与党会派）を「与党」とし、これらのメルクマールを充たさない政党に所属する議員を中心として結成される会派（野党会派）を「野党」とした。このように政府との関係に着目した概念整理を前提とすれば、与党と野党の間で典型的に存在しうる偏差は、それぞれの会派と政府の緊密性の相違に起因するものということになろう。

本論が検討の対象とする議会での活動において、そうした政府との緊密性の相違に起因する与党・野党間の典型的偏差は、とりわけ政府の有する情報へのアクセシビリティに現れる⁵¹⁾。すなわち、政府としては、政策を実施するための法案への支持を取り付けるために、効率性・実効性の観点からまずは政府と緊密な関係にある与党所属議員に向けて法案の説明や背景情報の提供を丁寧に行うであろうし、そこで法案可決の見通しが立てば、野党所属議員および無所属議員（以下、あわせて「与党所属でない議員」という。）にまで同等の法案説明や情報提供を積極的に行うことを必要としない。この限りでは、政府の有する政策関連情報へのアクセスに関して、与党は野党（より厳密には与党所属でない議員）より優位にあるものといえよう。

こうした与党・野党間の典型的偏差は、特に政府提出法案に関して、妥協による多数派形成という議会手続の役割を阻害しかねない。政府提出法案について、どのような情報を基に、どのような趣旨で政府が成立を目指しているのかを把握することは、議員が当該法案のどの部分を受け入れることができ、どの部分に修正を求めるべきかを判断する際に、重要な意味を持ちうる。ところが、与党所属でない議員に対してそうした情報提供・法案説明が十分になされないとすれば、それらの議員にとって妥協可能な

51) 議会外における現象にまで視野を広げた場合、政府との緊密性の相違に起因する与党・野党間の典型的偏差は、情報発信力にも現れる。すなわち、とりわけ与党が政府構成員を擁する場合、与党には、その政府構成員を通じて、政府の広報手段を用いた情報発信を行う可能性が存在する。大臣等が政府構成員として臨む記者会見において所属政党の不祥事が追及されることも珍しくないが、そのことは、政府の記者会見が与党の情報発信の場としてもみなされうることを示唆している。この点について本論で検討する準備はないが、さしあたりドイツにおける政府広報と政党間競争の問題について参照、石塚壮太郎「政府の広報活動と政党間競争への国家介入の限界」メディア・コミュニケーション 69号（2019年）69-84頁。

余地が見出されないか、著しく狭められることになりかねない。そうした状況下においては、妥協による多数派形成という議会手続に求められる役割も、不十分にしか果たされないおそれが生じる⁵²⁾。そして、今日の国会における成立法案の多くが政府提出法案であること⁵³⁾に鑑みれば、そうした機能不全のおそれを非典型として無視すべきではない。

2. 与党所属でない議員の優遇？

(1) 憲法的判断枠組み

このように政府の有する情報へのアクセシビリティに与党・野党間の類型的偏差があり、その偏差が妥協による多数派形成という民主制原理から議会手続に要請される役割を阻害しかねないとするれば、これを是正することも憲法規範的に要請されうる。

もっとも、その是正のための具体的な方途は一義的に定まるものではない。様々ありうる方途のなかで、与党所属でない議員を与党所属議員に比して優遇する制度を導入するならば、必然的に議員間での別異取扱いが問題となる。議員は、憲法上それぞれ等しく「全国民を代表する」地位にあり、平等に権限を付与された者であるため、そうした憲法上の地位ないし権限に関する別異取扱いを正当化するには、憲法ランクの法益を要する。そして、上述（I.2）のように、妥協による多数派形成が民主制原理という憲法原理から議会手続に要請される役割であるとするれば、これも憲法ランクの法益を構成するものと位置づけることができよう。そして、具体的な別異取扱いの正当性は、各議員に平等に認められる「全国民を代表する」地位ないし権限と、こうした憲法ランクの法益とを較量して判断されることになろう。

52) もちろん、与党所属議員間での折衝を通じて既に法案の可否を決するに足る状況に至る場合も、妥協による多数派形成がなされたものと評価できる（参照、前掲注48)）。もっとも、本論致の見立てによれば、日本国憲法は、それぞれ「全国民を代表する」議員に平等に権限を付与し、自由委任を保障することによって、個々の議員を基体として、議会における妥協による多数派形成を成し遂げようとするものである。こうした建前に照らせば、与党所属議員間のみでの妥協による多数派形成に満足し、野党所属議員を初めから度外視する事態は、消極的に評価されるべきであろう。

53) 近年の件数につき参照、内閣法制局ウェブサイト「過去の法律案の提出・成立件数一覧」（URL：<https://www.clb.go.jp/recent-laws/number/>〔最終閲覧日2023年12月24日〕）。

(2) 与党所属でない議員に有利な発言時間の傾斜配分？

妥協による多数派形成の阻害要因を取り除くために、与党・野党間で政府の有する情報へのアクセシビリティの対等性を確保する方途の一つとして、議会審議における発言時間を与党所属でない議員により多く配分することが考えられる⁵⁴⁾。すなわち、発言権に関して、与党所属でない議員を与党所属議員よりも有利に取り扱うという方途である。その趣旨は、議会審議における質疑のチャンスを与党所属でない議員により多く与えることによって、その議員らが政府からの法案説明や情報提供を受ける機会を補填しようとする点にある。

しかしながら、日本の国会での委員会において現在行われている一問一答形式の質疑が「政府から情報を引き出すのに適した方式だと思われるのなら、それも誤りである」⁵⁵⁾ とすれば、一問一答の審議形式を前提とする限り、与党所属でない議員に有利な発言時間の傾斜配分は目的適合性に乏しい。そうすると、少なくとも妥協による多数派形成という憲法ランクの法益によっては、各議員に憲法上平等に付与された発言権に関する別異取扱いを正当化することは難しいように思われる⁵⁶⁾。

(3) 与党事前審査と対になる場を求める権限の付与？

むしろ、日本の国会の場合、政府の有する情報へのアクセシビリティに関する与党・野党間の類型的偏差の是正を検討しようとするならば、いわゆる与党事前審査⁵⁷⁾を俎上に載せることの方が肝要であろう。本論攷の

54) 植松・前掲注1) 立命館法学 403号 79頁は、ドイツ連邦憲法裁判所の提示する「実効的な議会反対派の原則」をめぐる個別の検討課題として質問時間配分を挙げる。

55) 成田憲彦「主要国の統治システム改革の潮流と日本の位相」佐々木毅編『21世紀デモクラシーの課題』(吉田書店、2015年) 89頁。

56) あるいは、妥協による多数派形成という視座からは、一問一答から逐条審議へと委員会での審議形式を変更する方が望ましいであろう(委員会審議の実質化という観点からの指摘として参照、上田健介「議院内閣制」大石真(監修)・縣公一郎・笠原英彦(編著)『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか』(ミネルヴァ書房、2016年) 24頁、大山礼子「対抗権力としての野党の役割」只野雅人・佐々木雅寿・木下和朗編著『統治機構と対抗権力』(日本評論社、2023年) 50頁)。もっとも、これ自体は所属会派を問わず議員が服する審議ルールとしての運営法の観点からの検討課題であり、与党・野党という概念が日本国憲法の下で有する規範的含意如何という本論攷の問いとは少し距離のある議論のようにも思われる。

文脈での問題⁵⁸⁾は、法案を成立させたい政府にとって、与党所属議員への法案説明・情報提供と、与党所属議員間での調整・合意で必要十分とされ、したがって与党所属でない議員が、与党所属議員との「極端な情報格差」⁵⁹⁾のなかで、妥協による多数派形成プロセスから排除されてしまう点にある。

この問題認識のもと、与党・野党間で政府の有する情報へのアクセシビリティの対等性を確保し、与党所属でない議員も妥協による多数派形成プロセスに取り込もうとすれば、与党事前審査そのものの廃止に向けた選択肢の他には⁶⁰⁾、与党所属でない議員にも同等の法案説明・情報提供がなされ、調整のチャンスがある場として与党事前審査と対になるものを設けるという方途も考えられよう⁶¹⁾。これを権限法的に構成すれば、内閣提出法案について与党所属議員に予め提示された資料一切の提供と、与党所属議員に対するものと同等の法案説明を政府に要求する権限を与党所属でない議員に付与することになる。

もっとも、こうした権限を付与したとしても、政府の担当者とは与党所属

57) さしあたり自民党内の法案審査の手順について参照、飯尾潤『日本の統治構造』（中央公論新社、2007年）84-88頁。

58) より一般的に、与党事前審査が国会審議の空洞化をもたらしたことを指摘するものとして参照、大山礼子「国会の機能と手続をめぐる問題」大石眞・大山礼子編著『国会を考える』（三省堂、2017年）296-298頁。

59) 大石眞「立法府の機能と手続をめぐる課題と方策」同『統治機構の憲法構想』（法律文化社、2016年）147頁〔初出2008年〕。

60) 政府における議事運営関与権の不存在、国会における審議日程や会期不継続の原則という制度的与件、政党の凝集性の低さといった事情のもとで、与党事前審査そのものを廃止することが容易でないとする（参照、武蔵勝宏『議会制度とその運用に関する比較研究』（晃洋書房、2021年）51-75頁）、その存在を前提とした方途の検討も求められよう。

なお、会期不継続の原則に関しては、「野党の国会戦術上、この原則が強力な武器として使われている」（大山礼子『国会学入門』（三省堂、2003年）63頁）。そのこと自体は賛否両論ありうところかと思われるが、さしあたり一定の議事妨害を妥協という観点から評価する可能性を示すものとして参照、Kelsen, Anm. 18, S. 63 f. (邦訳 84-85頁)。

61) もっとも、そもそも与党事前審査そのものが国会における公式の手続でなく、制度的正統性に乏しいものである以上、これと同様の場を設けても、同様の問題を抱えることになる。この点、上田・前掲注 56) 25頁は、「重要法案に対する立法前手続を導入して事前審査制を国会の側の公式の手続に組み込むこと」を提案する。与党事前審査を活用しつつ、これと対になる場を設けて *itio in partes* の状況を生じるよりは、上田が提案するような方策の方が、与党・野党の垣根を超えた妥協による多数派形成を促進するかもしれない。

議員の間で情報提供と折衝を予め行っておいて、調整後の法案そのものを内閣ではなく与党所属議員らに発議させてしまえば、期待された機能を発揮できなくなる。また、仮にそうした迂回路を塞ぐために権限の射程を与党所属議員の発議する法案⁶²⁾にまで及ぼすとすれば、別の懸念が生じる。例えば、政府からの情報提供に依拠することなく与党所属議員が発議する法案の場合、情報提供・法案説明を求める権限を政府に対して行使しうるとするのは端的に筋違いといえようし、あるいは権限行使の相手方を与党とすれば、与党が自ら収集・整理した情報の提供を与党所属でない議員が一方的に要求できることになりかねない。これらは、政府の有する情報へのアクセシビリティに関する与党・野党間の類型的偏差を是正するという目的に対して、当該権限がそもそも目的適格的でないか過剰になるおそれを示す。そうすると、与党所属でない議員へのこうした権限の付与が、与党所属議員と与党所属でない議員の間の別異取扱いとして、与党・野党間で政府の有する情報へのアクセシビリティの対等性を確保し、与党所属でない議員も妥協による多数派形成プロセスに取り込むという憲法ランクの法益によって正当化されうるか否かには、なお慎重な検討を要するであろう⁶³⁾。

3. 小括

本章では、与党・野党間で政府の有する情報へのアクセシビリティの対等性を確保し、与党所属でない議員も妥協による多数派形成プロセスに取り込むために、与党所属でない議員を優遇することの合憲性について若干の検討を施してきた。具体的な方途については、筆者の発想力の欠如により、有意義な議論を展開するには至らなかったものの、さしあたり憲法規範論としては次のようにいえよう。

すなわち、政府の有する情報へのアクセシビリティに与党・野党間の類型的偏差があり、その偏差が妥協による多数派形成という民主制原理から議会手続に要請される役割を阻害しかねないとすれば、これを是正するこ

62) 法案発議にいわゆる機関承認を求める不文の先例に関して、与党所属議員の発議する法案の審査手続として、内閣提出法案における与党事前審査と同じ手続がとられていることにつき参照、梶山知唯「法律案を取り巻く慣行と先例」法律時報95巻5号(2023年)17頁注8。

とも憲法規範的に要請される。もっとも、その偏差を是正するために与党所属でない議員を与党所属議員に比して優遇する制度を導入するならば、そうした別異取扱いの正当性は、各議員に憲法上平等に認められる「全国民を代表する」地位ないし権限と、議会手続における妥協による多数派形成という憲法ランクの法益とを較量して判断される。

そうすると、与党・野党という概念はまず、何らかの憲法ランクの法益について、それが脅かされる問題状況を発見・記述する際に用いられるものということができる。そして、その問題状況が与党・野党という区分をもって記述される以上、その問題状況を是正すべきという規範的要請のもとで、その具体的な方策として与党・野党の別に着目した議員の別異取扱いが正当化される余地が生じることになる。したがって、日本国憲法の下で与党・野党という概念の有しうる規範的含意は、それらの概念によって記述される問題状況から議員の別異取扱いの正当性が導かれる点にあるということができよう。もっとも、日本国憲法の「建前」はあくまでも平等な地位・権限を有する個々の議員を基体としたものである以上、与党・野党の別に着目した議員の別異取扱いも、そうした地位・権限との衡量のなかで正当化されなければならないものにとどまる。

63) ここで検討したような情報提供や調整の場を求める権限を、与党所属でない議員だけでなく、与党所属議員も含めた全議員に等しく与えれば、別異取扱いの正当化という問題は生じない。自民党の事前審査を念頭に置けば、与党所属議員でも所属部会の違い等によって、政府側からの法案説明を十分に受けなかった者もいるであろうから、そうした議員にとっても有用な権限となる可能性もある。また、「内閣と与党ないし与党内が常に一枚岩とは限らず、会派議会の様相を呈しているとはいえ、議会議法上は国民代表である議員が自律的な主体とされている意味は小さくない」（川崎政司「国会と立法」只野雅人編『講座 立憲主義と憲法学〔第4巻〕統治機構Ⅰ』（信山社、2023年）175頁）。

そうした権限を各議員が個々に行使用すると政府の過重負担になるというのであれば、別途そうした政府の機能性に関する法益との調整として、権限行使に一定の要件を設ける余地もある（そうすると、上田・前掲注56）25-27頁で検討される「少数派調査権の制度化」と重なるであろう）。もっとも、その要件設定の際にも議員の所属会派による別異取扱いの正当化という問題を回避しようとする、基本的には数的要件のみを置くこととなり、上述（Ⅱ-1-2）の少数派権と同様に、そこから与党・野党という概念が有しうる規範的含意を見出すことは難しくなる。この点、政府統制の強化という観点からではあるが、少数派権の拡充を「内閣に対する実効的な統制を野党会派に期待する構想と、これを所属会派にかかわらず全ての議員に等しく期待する構想との間で、中庸を探る試みとして再定位」するものとして参照、村西・前掲注1）30頁。

おわりに

1. 本論攷のまとめ

本論攷では、民主制原理に憲法的基礎づけをもつ妥協による多数派形成という視座に立ったうえで、与党・野党という概念が日本国憲法の下でどのような規範的含意を有しうるのかについて、特に権限法の観点から若干の考察を施した。要約すれば、次の通りである。

まず確認されるべきは、日本国憲法の権限規定およびその解釈の下では、国会における少数派・多数派は、議員の所属会派により識別される所与の存在ではなく、個々の議員が集合した結果として現れるものとして位置づけられる点である。日本国憲法における少数派権は、野党の権限とはいえない。日本国憲法は、「全国民を代表する」議員に平等に権限を付与し、自由委任を保障することによって、個々の議員を基体として、国会における妥協による多数派形成を成し遂げようとするものと理解できる。

そのうえで、与党・野党間に何らかの類型的偏差があり、その偏差が妥協による多数派形成という議会手続の役割を阻害しかねないとすれば、これを是正することも憲法規範的に要請されうる。もっとも、その偏差を是正するために与党所属でない議員を与党所属議員に比して優遇する制度を導入するならば、そうした別異取扱いの正当性は、各議員に憲法上平等に認められる「全国民を代表する」地位ないし権限と、議会手続における妥協による多数派形成という憲法ランクの法益とを較量して判断される。

これらを踏まえれば、与党・野党という概念が日本国憲法の下で有しうる規範的含意は、何らかの憲法ランクの法益に関してそれらの概念によって記述される問題状況から、与党・野党の別に着目した議員の別異取扱いの正当性が導かれうる点にあるということができよう。ただし、そうした議員の別異取扱いも、議員の平等な地位・権限との衡量のなかで正当化されなければならないものにとどまり、具体的な権限のあり方には慎重な検討を要する。

2. 残された課題

以上の考察に残された課題は数えきれないであろうが、そのなかで、筆者なりの問題関心は大きく二点に及ぶ。

一つは、修復法⁶⁴⁾に関するものである。修復法の観点では、与党・野党間に類型的偏差があるとして、各議員がそうした偏差の是正を求める司法的救済ルートをめぐる問題が存在する。本論攷で検討した通り、偏差の是正のために野党（さらには与党所属でない議員）に有利な権限を追加的に設けるとすれば、議員間での別異取扱いとして正当化されなければならない。むしろ、議員は元来、それぞれ「全国民を代表する」者として等しい地位を有しているのであるから、偏差に関しては、その議員の地位の平等を侵害するものとしてこれを争う方が簡明であろう。ここで、検討課題として、国会議員の地位・権限の侵害を裁判所で争う機関争訟手続の是非が浮上する。近年の機関争訟手続研究の進展⁶⁵⁾や、臨時会召集をめぐる最高裁判所第三小法廷令和5年9月12日判決など近時の最高裁判例の展開を踏まえた議論の余地があるものと思われる。

もう一つは、組織法に関するものである。組織法の観点では、特に選挙という要素をどのように加味すべきかが問題となる。本論攷で取り上げた与党・野党間の類型的偏差があるなかで、野党（与党所属でない議員）の不利な立場は、それ自体が有権者による選択の結果ともいえる。他方で、日本国憲法は各議員の平等な地位・権限を建前とする以上、“有権者の選択する偏差”そのものにせよ、偏差を是正するための野党優遇にせよ、それらを権限法に反映させることには困難が伴う。むしろ、そうした偏差の反映如何の問題は、組織法の文脈にこそ馴染みやすいように思われる⁶⁶⁾。そうすると、「与党と野党」という主題は、選挙という要素を加味しつつ、組織法の観点からも検討されるべきものであり、権限法と組織法の連関までが課題として浮かび上がる。

64) 修復法という用語法は、森本・前掲注33) 525頁に倣った。

65) 例えば、西上治『機関争訟の「法律上の争訟」性』（有斐閣、2017年）。

66) 委員会の組織構成における党派案分比例原則に関する筆者の論攷として参照、前掲大志「党派案分比例原則の憲法的基礎づけ（1）・（2・完）」山口経済学雑誌69巻3・4号（2020年）39-70頁、同5号（2021年）41-71頁。

これらの問題関心からの考察は他日を期すこととし、さしあたりここで本論攷を閉じる。

[付記] 本研究は JSPS 科研費 20K13317、23K12364 および 22H00780 の助成を受けたものである。